

福岡・下月隈C遺跡群

しもつきくま

- 1 所在地 福岡市博多区月隈四丁目
 2 調査期間 第七次調査 一〇〇一年(平13)四月～一〇〇一
 3 発掘機関 福岡市教育委員会
 4 調査担当者 山崎龍雄・荒牧宏行
 5 遺跡の種類 集落跡・水田跡
 6 遺跡の年代 弥生時代～中世
 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

下月隈C遺跡群は、福岡平野を形成した御笠川の右岸沖積地に広がり、大宰府から北西約一〇km、席田郡内に位置する。

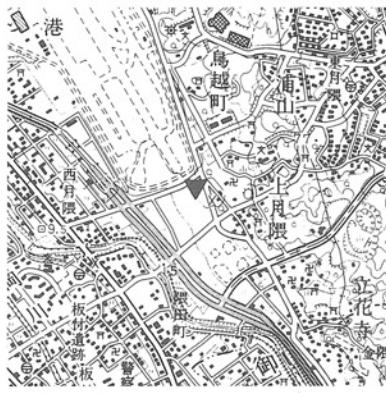
水城東門から発した官道は、当調査地点から御笠川を隔て約一・二km離れた位置を通りと推定されている。

8 木簡の釈文・内容

(1) □三人右為皇后宮職少属正八位上

・ □□□力者宜知状限今日戌時□進來御□到奉行
 「脚カ」
 「示カ」

(354)×44×4 019*



(福岡)

木簡は、第二面で検出した旧河川SR七三五に構築された堰から、斎串と重なりあつた状態で出土した。旧河川SR七三五の埋没時期は八世紀後半と考えられ、木簡の廃棄時期の下限を示す。一〇〇一

年度の第八次調査の成果を含め、このSR七三五には互いに近接した三カ所に堰が改築されていったことが判明した。堰周辺からは曲物などの木器のほか、墨書き土器・人形・人面土器も出土している。墨書き土器には「美」「依」「戌」「香」がある。

なお、一〇〇〇年度に実施した西側の第六次調査では、九世紀以前の遺物を含み埋没時期がSR七三五より降る旧河川を検出してい。ここからは護岸杭列に絡んで大型の人形・斎串、「大」と書かれた墨書き土器などが出土し、また第八次調査ではこの旧河川の延長から「里長」と読める墨書き土器が出土している。

設に伴う一連の発掘調査であり、一〇〇一年度末までに約六haの調査を終了している。調査では洪水砂に覆われ重層した三面の遺構面から、弥生時代から中世までの集落、水田遺構を検出した。

2002年出土の木簡



（赤外線デジタル写真）

るが、表裏から削り込まれて丁寧に切断されていることから、廃棄時ではなく当初からの成形と思われる。全体に湾曲した歪みが生じている。

表面は上部が欠損し不明であるが、三人の名前が書かれていた可能性がある。内容はこの三人に「皇后宮職少属正八位上」の官人のために何かの役割を果たすように命じたものと考えられる。運筆は「為」までは太字であるのに対し、「皇后」以下を意識的に細字で丁寧に書いた感がある。なお、天平二〇年（七四八）の皇后宮職牒（大日本古文書三、一二五頁）には「行」が付された正八位上行少属土師宿祢がみられる。

裏面は上部の文字が欠損し不明であるが、割書がみられ、続いて「脚力」の者に「今日戌時」という切迫した期限をきり、最後に「奉行」と書止めて命令を下している。「脚力」の上は「馬」の可能性があり、また「戌時」の下は一字か二字か判然としない。

「奉行」の具体的な内容はわからないが、袴狭遺跡出土の木簡からうかがわれるような、皇后宮職の財源となつた封戸や出拳稻の経営に関わる内容であつた可能性もある（本誌第一一号。「袴狭遺跡」兵庫県文化財調査報告 第一九七冊）。

貞觀九年（八六七）の高子内親王家荘牒案（『平安遺文』一五四号）、貞觀一〇年の筑前国牒案（同一五七号）、觀世音寺牒案（同一五八号）、内藏寮博太莊牒（同一六〇号）、貞觀一年の大宰府田文所検田文案案

（同一六一号）には、高子内親王（貞觀八年。仁明天皇の皇女）家の所領が本遺跡の位置する席田郡内に存在していたことを記す。推測の域を出ないが、これ以前にも席田郡内に皇族と結びついた領地があつたことも考えられる。

木簡の釈読にあたつては、京都橘女子大学の狩野久氏と九州大学の坂上康俊氏のご教示を得た。

（荒牧宏行）